

「平成21年全国消費実態調査」にご協力をお願いします。

大阪府総務部統計課物価・家計グループ

1 調査の目的

全国消費実態調査は、我が国における家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、所得、消費、資産に係る水準、構造及び分布などを明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

全国のすべての世帯のうち、総務大臣の定める方法により選定された世帯を対象として、二人以上の世帯と単身世帯とに分けて調査を実施します。

3 調査の期日

二人以上の世帯については、平成21年9月、10月及び11月の3か月間、単身世帯については、10月及び11月の2か月間調査を実施します。

4 調査の方法

調査は、市町村が実施する甲調査と、都道府県が実施する乙調査に分かれています。甲調査は、調査員が調査票を担当調査区内の甲調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行い、乙調査については、調査員等が調査票を担当調査区内の乙調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行います。

5 調査事項

甲調査については、以下の(1)～(8)の事項を、乙調査については、(1)、(3)、(6)の事項を調査します。

- (1)収入及び支出に関する事項
- (2)主要耐久消費財に関する事項
- (3)年間収入に関する事項
- (4)貯蓄現在高に関する事項
- (5)借入金残高に関する事項
- (6)世帯及び世帯員に関する事項
- (7)現住居に関する事項
- (8)現住居以外の住宅及び宅地に関する事項

6 結果の公表

調査の結果は、インターネット、刊行物及び閲覧に供する方法により実施年の翌年12月末日までに総務省統計局において順次公表されます。